

困ったなあ

佐々木知子の
法律相談

に答えます！

子供の将来のためにも
離婚しようと考えていますが…

40歳の男性。大学を出て保険会社に就職、以後ずっとそこで働いています。年収は不況で少し下がり、税込900万円です。やはり大卒の同い年の妻と職場結婚をしたのが12年前、一人息子は10歳。妻は専業主婦です。幸い転勤がないので、10年前に当時3000万円のマンションを購入し、残口一郎が1000万円あります。私名義の預金5000万円は結婚前のが200万円、残りは結婚後のものです。妻名義の預金がどうなっているのかは分かりません。

離婚のご相談です。互いの異性関係はまったくありません。実は息子に発達障害があり、小

学校も特別な教室に通っているのですが、先般私がかかりつけの医者に連れて行つた際、実は息子さんより奥さんのほうがおかしい、この環境では息子さんは悪くなるばかりだと言われたのです。たしかに、妻は子育てが大変だとこぼしては、家事をどんどんしなくなり、家は今やごみ屋敷状態です。自分の親も含めて

誰とも付き合わず、私や周りの悪口ばかり言います。注意をすれど暴力をふるう始末なので、長らく会話をありません。近くに住む母は、子供のためでも離婚するべきだ、面倒は自分が見ると言つてくれています。母は65歳、非常に健康です。私もこの妻とでは将来に希望がなく離婚を願っています。



最近ようやく、自閉症や発達障害といった精神障害が社会に受け入れられるようになつてきました。例えば、世間にわりと空気の読めない人(KY)はアスペルガーリー症候群ではないかと言われています。人の感情が分からぬいけれども、知的な遅れはなく、医者など専門職につく人も結構いるようです。奥様もあるいはそういうのかもしれませんね。

さて離婚には協議離婚と調停離婚、裁判離婚の3種があります。話し合つて、未成年の子供がいれば親権者も決めて、役所に離婚届を出すという協議離婚が90パーセントを占めます。ですが、相手が離婚に応じなかつたり、親権者でもめたりすると、家庭裁判所に調停を起こさなければいけません(調停前置主義)。手助けをしてくれるの9割がまとまりますが、ここでダメなら裁判に持ち込まなければなりません。

奥様が話し合いに応じてくれ、子供を手放す代わりに、例えば

マニションの名義を変更しローンはそのままご主人が負担する(債務者変更には債権者が応じません)といった条件で応じてくれれば、嬉しいですね。ただ奥様は手に職がなく、外で働くのも難しいでしようから、「うん」とはきつと言わないことでしょう。

また女性は普通、子供を手放さないものです。親権の85パーセントは妻が取り、実際に面倒を見る監護者まで含めるとその割合はもつと上がります。

さて最後、裁判になつた時に妻と子供の生活費は負担せねばならず、給与者年収900万円、奥様ゼロ、子ども15歳未満だと月16~18万円が基準です。

ただ子供を残して出でていけないというのがジレンマですね。

ちなみに離婚して親権を妻が取つた場合の養育費は、右と同じ条件下で、月8~10万円です。

財産分与としては結婚生活の間を得た財産の半分を妻に、また慰謝料は不倫やひどい暴力・虐待などよほどのことがないかぎり認められないで、互いにゼロで